

特記仕様書（契約後VE方式）

（VE提案について）

第1条

1 定義

「VE提案」とは、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

2 VE提案の範囲

- (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
 - ② 契約約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 入札時に入札に参加するものに必要な資格として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - ④ 関連工事に大きく影響を与えると予想される提案
 - ⑤ ライフサイクルコストが増大すると予想される提案

3 VE提案の提出

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③ VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4 VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

5 VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面（様式-5）により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款第25条の

規定により請負代金額の変更を行うものとする。

- (5) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) V E 提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、契約約款第18条の条件変更が生じた場合には、契約約款第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のV E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6 V E 提案の保護

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

7 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

V E 提 案 書

徳島県知事 殿

受注者
住 所
氏 名

徳島県公共工事標準請負契約約款第19条の2に基づき、V E 提案書を提出いたします。

工事名：		連絡者 氏名
契約締結日：令和 年 月 日		TEL FAX
V E 提案の概要		
(注) 記入欄が不足する場合は、様式－1の2として追記してください。 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額(千円)
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細		
(1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比等		
(2) V E 提案による概算低減額の算出根拠		
(3) その他詳細資料及び図面		

様式－２

番 号	項目内容
(1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比	
【現状】 ……略図等	【改善案】 ……略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 関連工事の関係

(2) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱に関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項(提案内容の公表に係る所見等)

